

# 諮問第136号の概要

## (医療施設調査の変更)

# 1 医療施設調査の概要（現行）

## 調査の目的

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査の沿革

- 昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とし、昭和28年から「医療施設調査」として毎年実施
- 昭和48年からは、都道府県等を対象に、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に係る情報を把握する「動態調査」を毎月実施。また、昭和50年からは、全ての医療施設を対象に、当該施設の詳細な実態を把握する「静態調査」を3年周期で実施（直近の静態調査は平成29年に実施）

### 調査範囲及び報告者数

- 【静態調査】（全数調査）
  - ①病院 約8,400施設
  - ②一般診療所 約10万1,000施設
  - ③歯科診療所 約6万9,000施設
- 【動態調査】（全数調査）  
都道府県、保健所を設置する市、特別区

### 調査票の種類及び調査事項

- 【静態調査（病院票、一般診療所票及び歯科診療所票）】  
開設者、診療科目、患者数、設備の状況、従事者数、許可病床数、社会保険診療の状況、診療・検査の実施状況 等
- 【動態調査（動態調査票）】  
開設者、診療科目、許可病床数、従事者数 等

### 調査期日

- 【静態調査】調査実施年の10月1日現在（ただし、一部の調査事項（外来患者数等）は9月中等の状況）
- 【動態調査】毎月1日から月末

### 調査組織及び調査方法

- 【静態調査】厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者（医療施設）
- 【動態調査】厚生労働省 - 報告者（都道府県） - 報告者（保健所を設置する市・特別区）  
※調査方法 ⇒ 〔配布〕郵送 〔回収〕郵送又はオンライン（静態調査は政府統計共同利用システム、動態調査は電子メール（LGWAN））

### 公表時期

- 【静態調査】調査実施年の翌年10月
- 【動態調査】調査対象月の翌々月下旬

## 2 医療施設調査結果の主な活用状況

### 行政施策上の活用

#### ◆ 医療計画の見直し及び都道府県における医療計画の作成

「医療計画作成指針」<sup>(注)</sup>により、医療計画の改定を行う都道府県に提示する医療連携体制、医療従事者の確保、基準病床数の設定等の考え方の検討や社会保障審議会医療部会等における医療従事者の需給見通し等の検討の際の基礎資料として活用

(注) 都道府県が6年に一度、医療計画（医療法に基づき地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るための行政計画）を改定するに当たり、厚生労働省が、医療法に基づき、都道府県に対して提示する助言（厚生労働省医政局通知）。

#### ◆ 診療報酬の改定

診療報酬改定において、医療機能の分化・強化、連携の推進の観点から、新たな評価、加算等<sup>(注)</sup>を検討する際の基礎資料として活用

(注) 平成30年度改定における在宅療養支援診療所以外の診療所による訪問診療の評価の新設等

### 他の統計調査の母集団情報としての活用

- ◆ 厚生労働省が実施する他の医療施設対象統計調査（患者調査（基幹統計調査）、受療行動調査（一般統計調査）等）の報告者を抽出するための母集団情報として活用

### 国際機関への提供

- ◆ **OECDへの報告**  
施設数・病床数、医療機器の設置状況等を提供

# 3 調査計画の変更（1） – 調査事項の主な変更①

## ◆ 制度改正を踏まえた調査事項の変更①

① 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行により、令和元年7月1日から、医療施設を含む第一種施設においては、原則、敷地内禁煙とされたことを踏まえ、「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項における選択肢を変更【静態調査（病院票、一般診療所票及び歯科診療所票）】

### 【現行】

(20) 受動喫煙防止対策の状況		いずれかひとつに○
1	敷地内を全面禁煙としている	
2	施設内を全面禁煙としている	
3	喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している	
4	その他(1～3以外の措置を講じている)	
5	何ら措置を講じていない	

### 【変更案】

(19) 受動喫煙対策の状況		いずれかに○
1	敷地内を全面禁煙としている	
2	特定屋外喫煙場所を設置している	

② 医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第21号）の施行により、令和2年4月1日から、各医療機関において、診療用放射線に係る安全管理措置を講ずべき義務が生じることを踏まえ、「医療安全体制」の実施状況を把握する調査事項において、「医療放射線安全管理」の責任者を把握する項目を追加【静態調査（病院票、一般診療所票及び歯科診療所票）】

### 【現行】

	(27) 医療安全体制								
	各項目について、あてはまるものひとつに○								
	責任者								配置していない
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					

### 【変更案】

	(26) 医療安全体制								
	各項目について、あてはまるものひとつに○								
	責任者								配置していない
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					
医療放射線安全管理	1	2			5				

# 3 調査計画の変更（1） – 調査事項の主な変更②

## ◆ 制度改正を踏まえた調査事項の変更②

③ 公認心理師法（平成27年法律第68号）が平成29年9月に施行され、平成30年から、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察や相談・支援・指導等の業務を行う「公認心理師」の資格試験が開始されたことに伴い、「従事者数」を把握する調査事項における職種区分として「公認心理師」を追加【**静態調査（病院票及び一般診療所票）**】

【変更案（追加）】

職 種	実人員				常勤換算			
	「常勤」・「非常勤」 従事者の人数				「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)			
							↓小数点	
03	薬剤師			人			.	人
04	保健師			人			.	人
05	助産師			人			.	人
06	看護師			人			.	人
07	准看護師			人			.	人
27	介護福祉士						.	人
28	保育士						.	人
29	公認心理師						.	人
30	その他の技術員						.	人
31	医療社会事業従事者						.	人
32	事務職員						.	人
33	その他の職員						.	人

# 3 調査計画の変更（1）－調査事項の主な変更③

## ◆ 行政ニーズ等を踏まえた調査事項の見直し①

④ 行政記録情報等（「医師・歯科医師・薬剤師統計」）により実人員ベースでの把握が可能であるため、報告者負担軽減の観点から、「科目別医師数（常勤換算）」を把握する調査事項を削除【静態調査（病院票）】

【現行】

(10) 科目別医師数(常勤換算) 小数点以下第2位四捨五入 1人の医師又は歯科医師に、該当する診療科目が複数ある場合には、主たる診療科目に計上してください。											
男性医師					女性医師						
				・	人					・	人
				・	人					・	人

【変更案】



⑤ 安全な無痛分娩を提供する診療体制の構築に向けた検討に資するため、「手術等の実施状況」を把握する調査事項において、「帝王切開を除く無痛分娩」の実施件数を把握する項目を追加【静態調査（病院票及び一般診療所票）】

【現行】

(31) 手術等の実施状況	9月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	1 件	
人工透析	2 件	台
分娩(正常分娩を含む)	3 件	
帝王切開娩出術(再掲)	4 件	

【変更案】

(30) 手術等の実施状況	9月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	1 件	
人工透析	2 件	台
分娩(正常分娩を含む)	3 件	
帝王切開娩出術(再掲)	4 件	
帝王切開を除く無痛分娩(再掲)	5 件	

# 3 調査計画の変更（1） – 調査事項の主な変更④

## ◆ 行政ニーズ等を踏まえた調査事項の見直し②

⑥ 高齢化の進展に伴い、高齢者等の健康維持等の観点から、病院及び歯科診療所における口腔関連サービスの提供状況の実態を的確に把握するため、「歯科訪問診療の受け入れの有無」【静態調査（病院票）】及び「介護保険施設の協力歯科医療機関」【静態調査（歯科診療所票）】を把握する調査事項を追加するとともに、「在宅医療サービスの実施状況」の調査項目を細分化【静態調査（歯科診療所票）】

### 【現行】 歯科診療所票

(21) 在宅医療サービスの実施状況		9月中の実施件数
訪問診療(居宅)	1	件
訪問診療(施設)	2	件
訪問歯科衛生指導	3	件
居宅療養管理指導(歯科医師による)	4	件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	5	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	6	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	7	件
その他の在宅医療サービス	8	件

### 【追加】 病院票

(34) 歯科訪問診療の受け入れの有無

- 1 受け入れている
- 2 受け入っていない

### 【追加】 歯科診療所票

(20) 介護保険施設の協力歯科医療機関

- 1 協力歯科医療機関になっている
- 2 協力歯科医療機関になっていない

### 【変更案】

### (変更) 歯科診療所票

(19) 在宅医療サービスの実施状況

実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。

- 医療保険等による在宅サービス
- 1 実施している
  - 2 実施していない

訪問診療(居宅)	01	件
訪問診療(病院・診療所)	02	件
訪問診療(介護施設等)	03	件
訪問歯科衛生指導	04	件

- 介護保険による在宅サービス
- 1 実施している
  - 2 実施していない

居宅療養管理指導(歯科医師による)	05	件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	06	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	07	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	08	件
介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	09	件
介護保険の通所サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	10	件

### 3 調査計画の変更（2） – 調査票提出期限及び公表期日の変更

#### ◆ 報告者からの調査票の提出期限の明確化等【静態調査】

これまで明確にされていなかった報告者から保健所への調査票の提出期限を「10月末日まで」の間で設定することを調査計画上に規定する（注）とともに、経路機関である都道府県の事務負担を考慮し、都道府県から厚生労働省への提出期限を「11月上旬」から「11月下旬」に変更

（注）従前の調査計画では、都道府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長が、地域の実情を踏まえて、10月上旬から下旬の間で、それぞれに調査票の提出期限を設定している。

現 行	変更案
<p>① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。 （略）</p> <p>④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、平成29年11月上旬までに厚生労働大臣に提出する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p>	<p>① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限（10月末日まで）までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。 （略）</p> <p>④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、令和2年11月下旬までに厚生労働大臣に提出する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p>

#### ◆ 調査結果の早期提供の観点からの二段階公表の導入【静態調査】

公表時期の早期化を図るため、調査結果を概数及び確定数の二段階に分けて公表するよう変更（上記の報告者からの調査票の提出期限を踏まえ、概数については「調査実施年翌年10月下旬」に、また、確定数については「調査実施年翌年12月下旬」に公表）

現 行	変更案
調査実施年翌年10月	概数：調査実施年翌年10月下旬 確定数：調査実施年翌年12月下旬



## 4 前回答申における今後の課題への対応状況

### 前回答申（※）における今後の課題

平成29年調査におけるオンライン調査の実施状況・利用結果やオンライン調査導入による回答状況への影響等について、実査を担う経路機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、丁寧に検証、分析等を行い、これらの結果を踏まえ、次回の令和2年調査におけるオンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けて検討することが必要

※「諮問第99号の答申 医療施設調査の変更について」(平成29年2月23日付け統計委第5号)



### 課題への対応状況

- 平成29年調査では、①報告者だけでなく、経路機関である都道府県等からのオンライン調査システムに関する照会対応も行うようコールセンターを拡充するとともに、②都道府県等におけるオンライン回答データの審査用ツール<sup>(注1)</sup>の開発・提供を実施

この結果、オンライン回答率は、病院票45.8%（平成26年調査24.6%）、一般診療所票12.2%（同5.3%）に向上<sup>(注2)</sup>

(注1) 経路機関において、調査票を審査するにあたり、医療施設基本ファイル表との照合を行うツール

平成29年調査においては、施設名、休止・休診の状況、開設者、許可病床数、診療科目（病院のみ）との照合を実施

(注2) オンライン調査について、一般診療所は平成26年調査から一部地域において試行的に実施、歯科診療所については、平成29年調査から導入しており、オンライン回答率は6.3%

- 令和2年調査では、平成29年調査に併せて実施した全都道府県等に対するアンケート調査及び調査後に実施した一部の経路機関・医療施設に対するヒアリング結果を踏まえ、①コールセンターの回線を増設、②調査経路機関における審査用ツールの機能の拡充<sup>(注)</sup>を行う予定

(注) 照合項目について、病院票の診療科目別患者数を追加する予定

# 想定される主な論点

- ◆ 調査事項の変更については、行政ニーズや調査結果の利活用等の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか。医療を取り巻く状況の変化や報告者負担の観点から、更なる見直し・改善を図る余地はないか。
- ◆ 調査票の提出期限及び都道府県から厚生労働省への提出期限については、報告者負担及び経由機関である都道府県の事務負担等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。報告者及び経由機関である都道府県の負担軽減の観点からみて、報告者からの調査票の提出期限以外の観点から、更なる見直し・改善を図る余地はないか。
- ◆ 公表期日の変更については、恒常的に公表遅延が生じている現状を踏まえ、調査結果の正確性の確保等のみならず、行政ニーズへの対応や広く統計利用者による利活用上の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。
- ◆ 前回答申における課題を踏まえ、具体的にどのような検証・検討が行われたのか。当該検証・検討結果も踏まえ、必要かつ適切な対応が図られているか。更なる取組の余地はないか。